

M/Nバンドを使用する音声 STL/TTL/TSL 及び監視・制御固定局
に関する照会相談業務の追加について（放送事業関連）

当会では、電波法第 102 条の 17 に基づき総務大臣から電波有効利用促進センターの指定を受け、混信に関する調査など無線局の開設等に必要な照会相談に応じる等の業務を実施しておりますが、この度、以下のとおり放送事業関連の照会相談業務を追加しましたのでお知らせします。

※ 詳細は社団法人 電波産業会（A R I B）ホームページを参照願います。

URL: <http://www.arib.or.jp/index.html>

1. 新たに追加した照会相談業務

- (1) Mバンド（6.5GHz 帯）及びNバンド（7.5GHz 帯）を使用する音声 STL/TTL/TSL
- (2) Mバンド（6.5GHz 帯）及びNバンド（7.5GHz 帯）を使用する監視・制御固定局

2. 開始月日

平成 21 年 2 月 2 日

3. 経費

「電波有効利用促進センター 照会相談業務利用の手引き」表 1 の「片方向回線」欄を参照願います。

URL: <http://www.arib.or.jp/service/index.html>

(参考)

A～Gバンド映像 STL/TTL/TSL 及びM/Nバンド映像 STL/TTL/TSL については、既に照会相談業務を行っております。

申込先及び問い合わせ先
〒100-0013
東京都千代田区霞が関 1-4-1
日土地ビル 11F
社団法人 電波産業会
利用促進部 放送業務担当
TEL : 03-5510-8591
FAX : 03-3592-1103